

保険者への情報提供

- 国及び都道府県においては、平成20年度からの特定健診・特定保健指導の円滑な導入に向けて、保険者協議会等の場を活用して、説明や意見交換を行う。

- 当面は、次の事項をテーマとする。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の趣旨・概要
 - ・ 「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」
 - ・ 特定健診・特定保健指導に関する保険者における平成20年度に向けた主な作業

- このことに関する窓口は、
 - <国レベル>
厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

 - <都道府県レベル>
(9月中を目途にとりまとめ、各保険者団体等に別途連絡)